



島根県報

平成24年3月21日（水）

号外第25号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第170号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 道 路 の 区 域 | | | 管轄する地方 機 関 の 名 称 | 備 考 |
|------------|---------------|--|------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| | | 区 間 | 変更前 後の別 | 敷地の 幅 員 | | |
| 県 道 | 吉田掛合イ ンター線 | 雲南市吉田町吉田4771 番 1 地先から同4314番 8 地先まで | 前 | メートル 9.00～ 79.30 | メートル 1,554.70 | 道路改良工事 拡幅 減幅 |
| | | | 後 | 9.00～ 65.00 | 1,560.50 | |
| " | 松江木次線 | 雲南市大東町上佐世521 番 7 地先から同125番 2 地先まで | 前 | 12.00～ 27.00 | 158.00 | 雲南県土整備 事務所 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 12.00～ 30.00 | 156.00 | |
| " | " | 雲南市大東町中湯石 1842番地先から同1030 番11地先まで | 前 | 12.00～ 20.00 | 100.00 | 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 13.50～ 20.00 | 100.00 | |

島根県告示第171号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-----------|--------------------------------|------------------|----------------|-------------|---------------------|
| 一般国道 | 485号 | 松江市西尾町643番1地先から同市矢田町505番1地先まで | メートル 2,951.20 | 平成24年 3月24日 | 松江県土整備事務所 | 松江だんだん道路 15時通行開始 |
| 県道 | 吉田掛合インター線 | 雲南市吉田町吉田4771番1地先から同4314番8地先まで | 1,560.50 | 平成24年 3月24日 | 雲南県土整備事務所 | 16時通行開始 |
| 〃 | 松江木次線 | 雲南市大東町上佐世521番7地先から同125番2地先まで | 156.00 | 平成24年 3月23日 | | |
| 〃 | 〃 | 雲南市大東町中湯石1842番地先から同1030番11地先まで | 100.00 | 平成24年 3月23日 | | |